

令和 5 年度

富里市立富里北中学校

いじめ防止基本方針

富里市立富里北中学校

平成 26 年 2 月 28 日 策定

平成 30 年 4 月 20 日 改定

令和 3 年 4 月 20 日 改定

令和 4 年 4 月 15 日 改定

令和 5 年 3 月 24 日 改定

■1 基本理念について

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、保護者、地域住民、児童相談所等の関係者との連携を図りつつ、積極的に取り込んでいく。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめを絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を全職員が自覚する必要がある。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめを認知した場合には、関係生徒、保護者には正確に説明し、基本理念にのっとり、適切かつ迅速に対処する。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わずいじめのない学校を目指す。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」を指す。

なお、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

（※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照）

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることができる。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になる。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることもある。

よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合もあり、見えにくい上に、その場だけでその事象のみを指導しても解決しないことが多くある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあげられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

- けんかやふざけ合い、いじりであっても、調査し、被害性に着目し、いじめだと判断した場合
- 意図して行った行為ではなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合

※好意から行った行為でも相手が心身の苦痛を感じた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合はいじめという言葉を使わず指導することは可能である。ただし、法が定義するいじめには該当する。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気や形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

(1) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴わないいじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も1割程度であり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの防止等に関する基本的考え方

①いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

②いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを生徒会活動を通して、浸透させることが大切である。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、生徒に理解できるようにしなければならない。

③いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

④生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、始めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

⑤発達障害またはその疑いがある生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

4 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、地域全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

■2 富里北中学校としての基本的な取組

- 1 あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 2 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- 3 いじめはどのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有し、指導にあたる。
- 4 いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、教頭、生徒指導主事のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 5 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- 6 SOSの出し方教育、教育相談体制の充実を校長、教頭、生徒指導主事、スクールカウンセラーのリーダーシップのもと組織的に図っていく。

■3 いじめ防止に向けた組織及び活動

1 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止対策委員会は、その役割が多岐にわたっているため、その構成は固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが有効である。また、いじめ対策が、全職員の共通理解の下に実効化されるよう、人員配置の工夫が必要である。また学校が重大事態の調査を行う場合、校内組織を母体としつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。以下に具体例を示す。下記に基本的な構成員を示すが、柔軟に変更を加え対応していく。

〔構成員〕

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・部活動顧問・スクールカウンセラー

〔活動〕

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤ SOSの出し方を文書並びに短学活にて周知していくこと。

〔開催〕

生徒指導部会議を定例会とし、報告を受け、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

2 生徒指導部会議

〔構成員〕

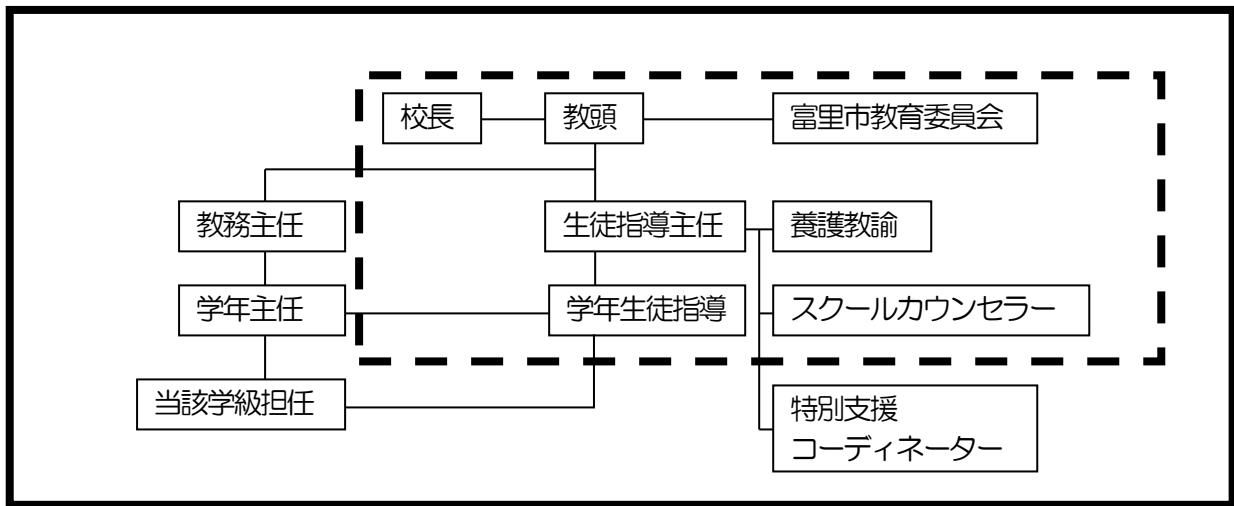
校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター

〔活動〕

- ① いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ② 今後の重点事項の確認等。
- ③ いじめ相談窓口としての役割。
- ④ SOSの出し方や相談窓口の周知。

〔開催〕

1週間に1回開催。市教育委員会担当者との連携を図る。



3 学校以外のいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を生徒に周知する。

- ・富里市教育委員会 0476-93-7659
- ・富里市教育相談窓口
富里市ふれあいセンター 0476-91-6600
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
- ・千葉県警察少年センターヤングテレホン 0120-783-7777
- ・子ども的人権110番（法務省） 0120-007-110
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

※臨床心理士、学校心理士などの相談員が相談に応じる。24時間対応

■4 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。富里市教育振興基本計画基本方針1『心豊かで思いやりのある青少年の育成』を目指し、全ての生徒に、「いじめをさせない」「いじめをうけない」、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行っていくことが必要である。その中で、いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童生徒を育成するための取組を実践する。

また、教師の姿勢として、差別的な発言や生徒を傷つける言動、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていく。その一環として、定期的な

教育相談を実施し、生徒の抱える悩みやSOSの発見に繋げる取組を推進する。

そして、自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を推進する。

特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童生徒の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校と連携を図るよう努める。配慮が必要な生徒またそれらに対する指導として例として以下のようなものがある。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、学校として必要な対応を行う。
 - 東日本大震災により避難している児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止に取り組む。
 - 年間を通して30日以上欠席している生徒、連続して欠席が続く生徒には学校として必要な支援を継続して行う。
 - 新型コロナウイルス（ワクチン接種等も含む）に関わる差別や偏見などの言動がないように注意深く観察する。また日常的に適切な支援を行い、差別や偏見を未然に防止できるよう取り組む。
- 年間を通して以下の取り組みを実施する。
- 過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場があることを認識し、適切に対応する
 - SOSの出し方教育について、年間計画に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。
 - いじめに関する校内研修会を行い、職員間での共通理解・生徒理解に繋げる取り組みを実施する。
 - いじめ防止の啓発活動を実施する。（プリント配布・ホームページへ掲載・入学説明会や年度初め等の機会をとおり、生徒、保護者に説明する。）

1 授業について

- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて実践する。
- それぞれの授業において、生徒指導の機能を重視したわかる授業の実践を目指す。
 - ・生徒に自己決定の場を与えること。
 - ・生徒に自己存在感を与えること。
 - ・共感的人間関係を育成すること。
- 道徳教育の充実
 - ・道徳科の授業に置いていじめを題材として指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ・思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実を努める。
 - ・「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実を図り、いじめの防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

2 体験学習の充実

○自主的・主体的な活動を支援し、達成感や感動体験、また、人間関係を深められる体験活動を実施する。

3 生徒会活動を中心とした取り組み

○生徒会活動により、いじめ防止を訴え、自治的な活動に取り組む。

- ・生徒集会でのいじめ防止の啓発活動を実施する。
- ・委員会活動によるあいさつ運動の実施を通して、コミュニケーションをとることで、周りの人に優しく接することができる心情を育てる。
- ・いじめ防止の標語の募集等を行い、いじめ防止キャンペーンを実施する。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使い方を知らず、問題の解決にあたる。

- ・特別活動における情報モラル教育の推進を行う。
- ・保護者に協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたる。
- ・情報モラル教育を推進し、情報リテラシー、メディアリテラシーを育むように指導に当たる。

5 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力体制の整備を推進する。

- ・HPや学年便りを通しての啓発活動の推進。
- ・保護者会やミニ集会等を通しての啓発活動の推進。
- ・学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付ける。

■5 いじめの早期発見

生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。また、気になる兆候やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者との連絡方法についても電話等、明確に示すようにする。

そこで、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見のために次の措置を講ずる。

1 いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- (1) 生徒対象教育アンケート（いじめ問題を含む）調査 年3回（4月、9月、1月）
- (2) 生徒対象教育アンケートをもとにした全生徒対象の教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（4月・9月・1月）
なお、アンケート用紙については、教育委員会の定める期間、適切に保存・管理する。
※確認し終えたアンケート用紙は、5年間保管するものとする。
（ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。）
- (3) 悩み相談ポストの設置（校長室前） 通年（相談が寄せられれば速やかに対応する）
- (4) 保護者対象いじめアンケート調査 年1回（9月）

2 日常の情報収集

学級における生徒の言動を注意深く見守る。

- (1) 生活ノートの点検活動から、生徒と教員の人間関係を構築する。
- (2) 一人の生徒に多くの教員（教科担任、副担任）が関わることで、多様な情報を共有する。
- (3) 周りの生徒、保護者からの情報を大切にする。

- (4) 昼休みなど授業時間外の時間の生徒とのかかわりを大切にする。
- (5) 特に配慮が必要な児童生徒については、教職員がその特性を理解し、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。
特に配慮が必要な児童生徒とは（生徒指導上でいじめを受ける恐れや可能性のある生徒、発達障害を含む障害のある児童生徒、帰国子女・外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒、性同一性障害等をもつ生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、及び原発事故により避難している生徒など）
- (6) 生徒が自分自身や友人の困り感を速やかに発言して行くことができるように、SOSの出し方教育の充実を図っていく。
- (7) 新型コロナウイルス（ワクチン接種等も含む）に関わる差別や偏見などの言動がないように注意深く観察する。また日常的に適切な支援を行い、差別や偏見を未然に防止できるよう取り組む。

■6 いじめ相談体制

- 1 定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努めるとともに生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - (1) いじめ相談窓口の設置（生徒指導主任・養護教諭・管理職）
 - (2) スクールカウンセラーの活用（管理職を窓口として）
- 2 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- 3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動をし、生徒にはインターネットの使い方の指導を行う。
- 4 教育相談期間の設置
教育相談期間を設定し、年度始めに、面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、継続的に児童生徒理解に努める。
- 5 校内いじめ相談窓口
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・部活動顧問・スクールカウンセラー・担任教諭
- 6 学校以外はいじめの相談・通報窓口
 - ・富里市教育委員会 0476-93-7659
 - ・富里市教育相談窓口 富里市ふれあいセンター 0476-91-6600
 - ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
 - ・千葉県警察少年センターヤングテレホン0120-783-497
 - ・子どもの人権110番（法務省） 0120-007-110
 - ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
 - ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
 ※臨床心理士、学校心理士などの相談員が相談に応じる。24時間対応

■7 いじめを認知した場合の対応

- 1 いじめに係る相談を受けた場合は必ず生徒指導主事に報告。すみやかに事実の有無の確認を行い、

いじめの判断を組織的に行う。その際には相談時より、聞き取りの記録を残しておく。いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめの被害児童生徒の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。

- 2 いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
- 3 加害生徒については、状況によっては、被害児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- 4 いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 5 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- 6 学校が定めた方針や対処プランに沿って、いじめ被害者を絶対に守り抜くという姿勢のもと安全確保を最優先し、同時にケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援等を開始する。
(スクールカウンセラーの活用等)
- 7 学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- 8 いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- 9 適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
- 10 いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対する指導についても組織的に取り組む。
- 11 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

■8 指導について

- 1 いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 2 いじめを受けた生徒の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を取りながら指導を行っていく。

■9 重大事案への対処 P12～P14を参照

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることである。

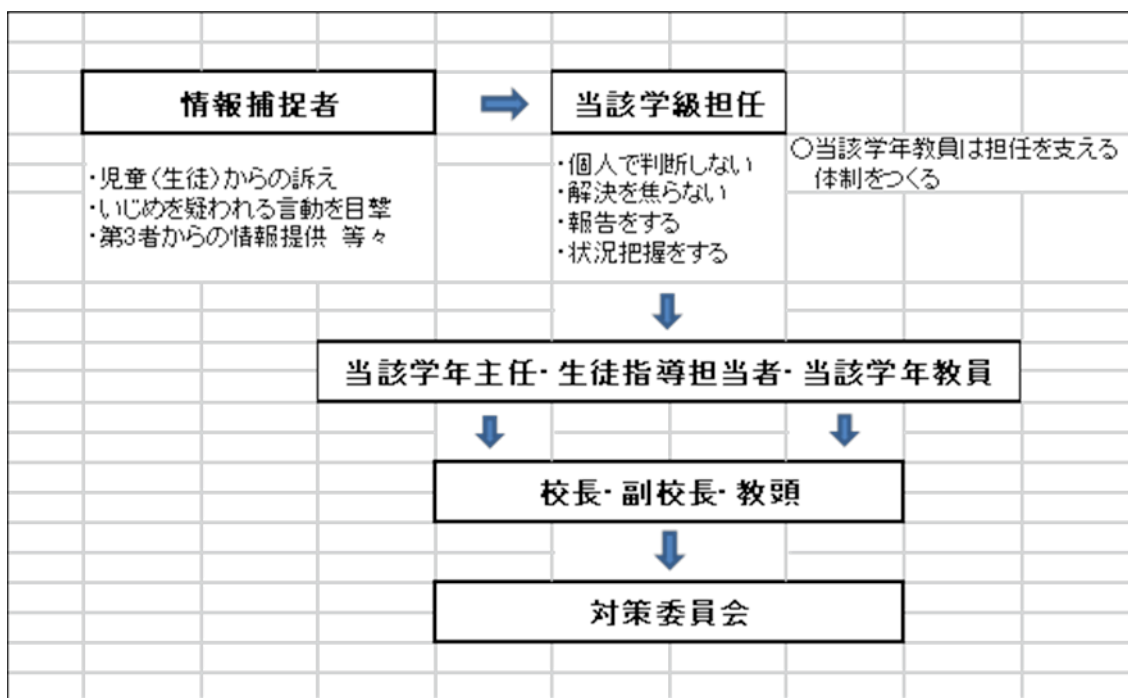
- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合。
- 年間30日を目安として欠席した場合
- 生徒・保護者からの申し立てがあった場合
- いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたることと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重

大な被害が生じる場合。また「いじめ」により在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、富里市教育委員会に一報後、速やかに報告する。
- 2 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするためのアンケート（質問票）や個別面談等、適切な方法により調査を実施する。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 いじめが犯罪行為として認められるもの、いじめが生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察に通報して適切に援助を求める。
- 6 いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。

<いじめ事案が発生したときの校内報告連絡体制>



■ 10 いじめの解消について（定義）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態というのは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、次の事情も勘案して判断するものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。判断の時点で本人及び保護者に確認する。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ防止対策委員会（仮称）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会（仮称）においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処のためのプランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

■11 公表・点検・評価

- 1 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- 2 いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- 3 学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

※別添資料

- ・生徒指導部年間計画
- ・重大事態法的解釈、対応
- ・いじめ対応（フロー図①）
- ・重大事案の発生（別紙フロー図②）
- ・いじめアンケート調査

生徒指導部年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方教育(担任によるプリント配布・読み上げ) ・4月に「教育相談(強化週間)」を実施する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生 SC 全員面接
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめアンケート ・教育相談用紙記入 ・教育相談(各担任による)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の過ごし方・SOS の出し方等注意喚起
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生 SC 全員面接
10月	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケート ・教育相談用紙記入 ・教育相談(担任以外によるもの)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の過ごし方・SOS の出し方等注意喚起
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生 SC 全員面接
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート ・教育相談用紙記入 ・教育相談(各担任による)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・春季休業中の過ごし方・SOS の出し方等注意喚起 ・年度の評価, 点検 ・いじめ基本防止計画の見直し

※生徒指導部会議を毎週木曜日実施。

※行事などにより、日程の変更をすることがあります。

重大事態法的解釈, 対応

1. 重大事態とは

重大事態とは（法第28条第1項第1号及び第2号）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※第1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

※ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、単なる日数のみではなく、児童生徒の状況を十分把握した上で判断する。また、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる。

(1) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
※学校は、教育委員会に電話等で速やかに報告後、その後、文書による報告を行う。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

①調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、教育委員会が判断する。

②教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第28条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、調査組織としていじめ問題調査委員会を設け、これが調査にあたる。学校が調査主体の場合には、各校のいじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。

③いじめ問題調査委員会は、教育委員会に加えて、必要に応じて心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士や精神科医、警察関係者等の専門的知識および経験を有する者等で構成する。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成することによって、調査組織の公平性・中立性の確保を図る。なお、いじめ問題調査委員会の組織については、別に定める。

④重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

⑤調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）の内容を参考にし、適切に実施する。

<参考>

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの未然防止』『早期発見』『いじめに対する措置』等のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、（注）第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

（注）いじめ防止対策推進法第28条のこと

○背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査につ

いて切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案

○詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要

○調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する

○学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる

○情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である

（3）調査結果の提供及び報告

①学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

②これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

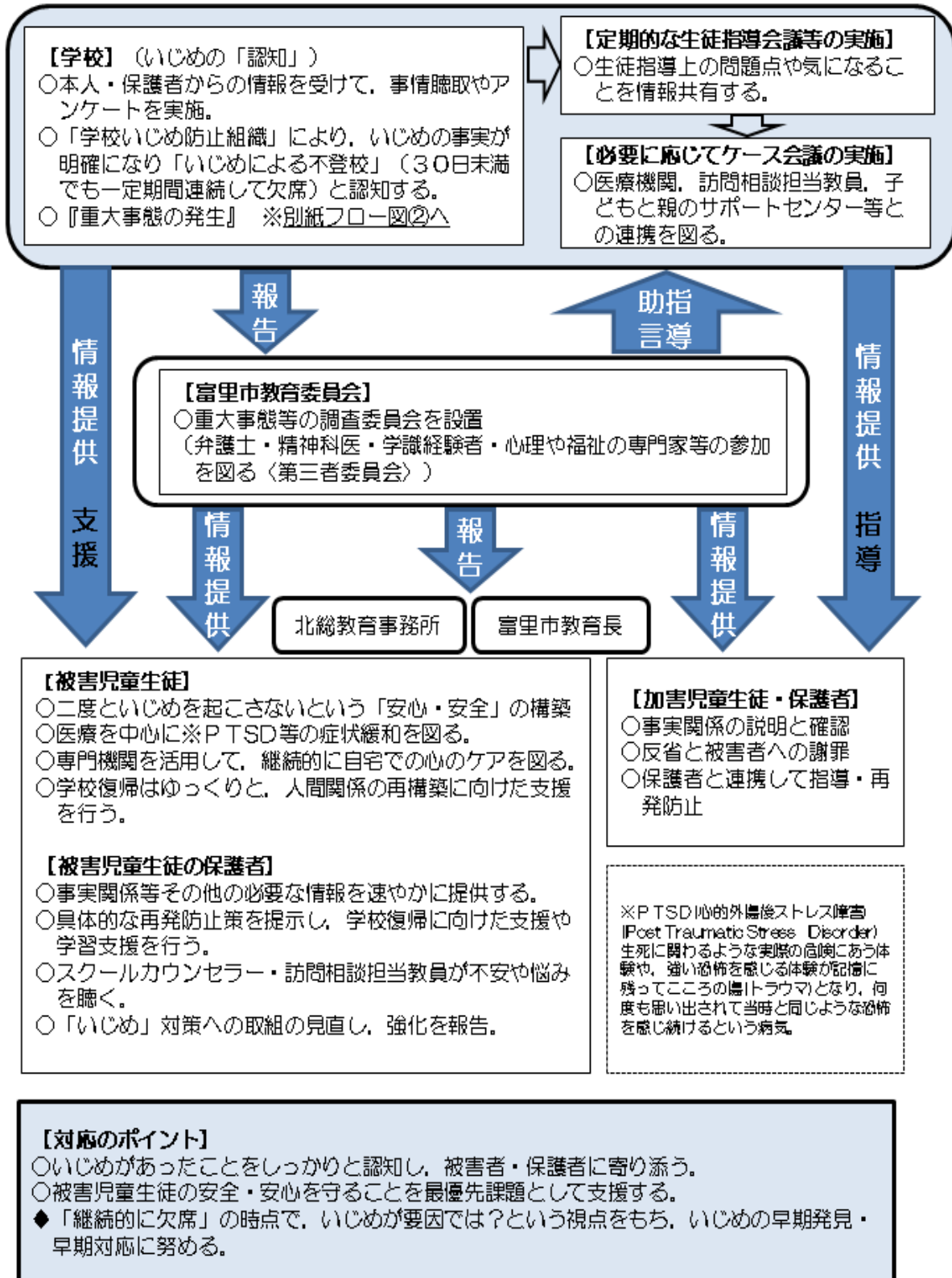
③調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長等に報告する。

（4）調査結果を踏まえた必要な措置

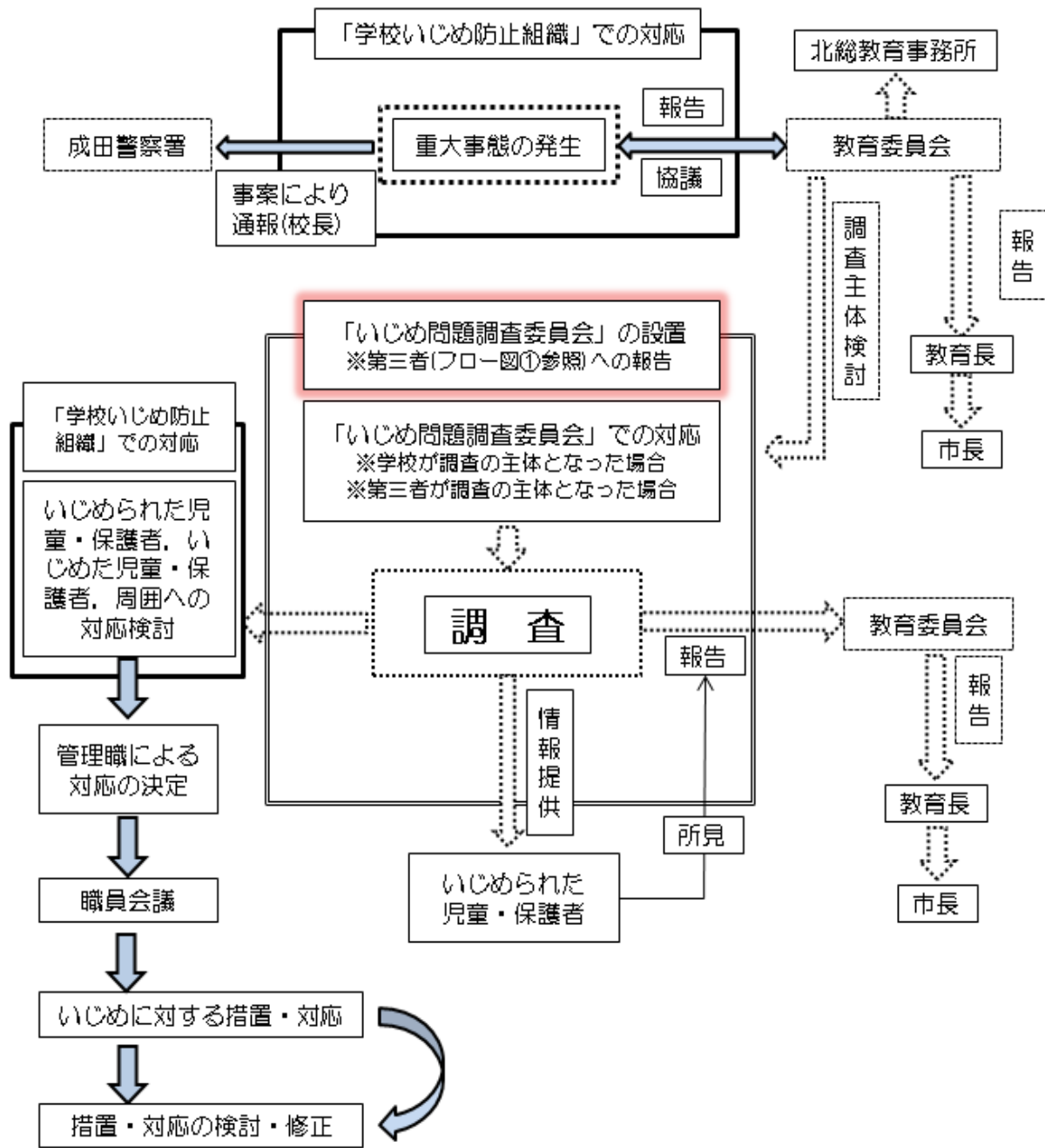
①学校及び教育委員会は、調査結果をもとに関係機関と連携をとり、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

②いじめに関する調査結果等の資料については、富里市文書規程等にのっとり、適切に取り扱う。

いじめ対応（フロー図①）



重大事態の発生（別紙フロー図②）



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

令和4年度 『いじめ』 アンケート調査

年 組 氏名

いじめは、絶対に許されない行為です。誰もが毎日、楽しく学校生活を送ることができるように、いじめについて考えてみましょう。

1、あなたは、令和4年4月から今現在、いじめられて、つらい思いをしていますか。

- ①はい ②いいえ

「はい」と答えた人は、

(1) いつからですか。 ()

(2) どのようないじめにあっていますか。(下から選び○をつけてください)

- | | | | |
|-------------|----------|--------------|-----------|
| ①ことばでのおどし | ②仲間はずれ | ③軽くたたかれた | ④ひどくたたかれた |
| ⑤金品をたかられる | ⑥金品を隠された | ⑦危険なことをさせられた | |
| ⑧SNS等での誹謗中傷 | ⑩その他 () | | |

※誹謗(ひぼう)…他人の悪口を言うこと。 中傷(ちゅうしょう)…他人の名誉を傷つけること

(3) 誰かに相談(話)をしましたか。

はい (誰に?)

いいえ (なぜ?)

2、現在、あなたのまわりでいじめがありますか。見たことがありますか。

- ①ある ②ない

「ある」と答えた人はどんなことですか。上の [] の中の該当する番号を書いてください ()

3、あなたのまわりで「いじめ」があったとき、あなたは止めに入りますか？見ているだけですか。

- ①止めに入る ②見ているだけ

* 「見ているだけ」と答えた人は、どうしたら止めに入ることができますか。

4、あなたは、今学期にいじめをしたことがありますか。

- ①ある ②ない

* 「ある」と答えた人はどんないじめをしましたか。その理由も書いてください。